

# 自転車交通安全情報

警視庁  
交通部

## ルールとマナーはあなたを守る!

交通ルールやマナーは、道路を利用する人を事故から守るため、また自分が事故にあわないためにあるものです。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう!

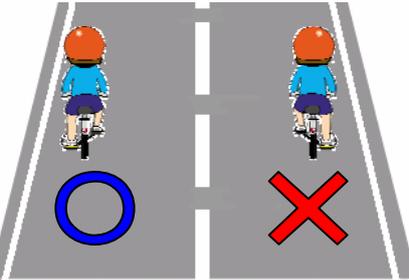
### ① 自転車は、車道原則 歩道が例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



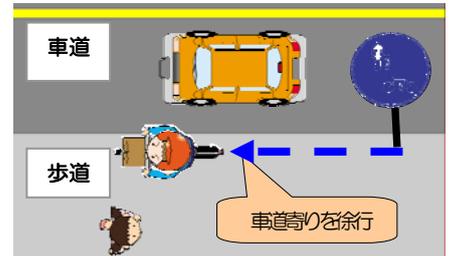
### ② 車道は左側を通行 右側通行は禁止!

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。



### ③ 歩道歩行者優先で、 自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

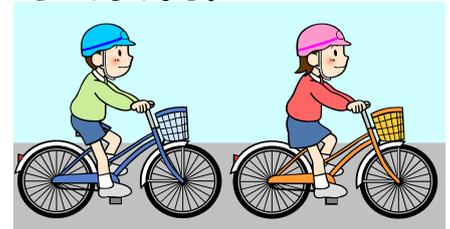


### ④ 安全ルールを守る

- **飲酒運転の禁止** 【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
※酒に酔った状態で運転した場合
- **二人乗りの禁止** 【罰則】 2万円以下の罰金又は料料
- **並進の禁止** 【罰則】 2万円以下の罰金又は料料
- **夜間はライトを点灯** 【罰則】 5万円以下の罰金
- **信号を守る** 【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- **交差点での一時停止と安全確認** 【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



## 東京都道路交通規則の一部改正（平成21年7月1日施行）

### ■ 運転者の遵守事項に関する規定（東京都道路交通規則第8条）

傘差し運転、自転車で携帯電話を使用しながら（画像注視も含む）等の運転

【罰則】 5万円以下の罰金



### ■ 自転車の乗車人員に関する規定（東京都道路交通規則第10条）

16歳以上の運転者が安全基準を満たした※幼児2人同乗用自転車を運転する場合は、その幼児用座席に幼児2人を乗車させることができます。ただし、幼児2人を乗せている場合は、さらにおんぶ紐などにより幼児を背負って運転することはできません。

幼児2人同乗用自転車は、JIS、BAA、SGなど、自転車の車体の安全性を示すマークがついたものを使用するようにしましょう。

※ 幼児2人同乗用自転車・・・運転者のための乗車装置と2つの幼児用座席を設けるために、必要な強度、制動性能等の要件を満たす特別の構造又は装置を有する自転車のこと。